

令和5年度

南島原市

幼稚園、認定こども園（教育部分）の入園のしおり

【1号認定】



もくじ

- 1 幼稚園、認定こども園（教育部分）を利用する方
- 2 幼稚園等を利用するための認定
- 3 入園手続きの流れ
- 4 利用料
- 5 認定に必要な書類
- 6 地域子ども・子育て支援事業
- 7 令和5年度 教育・保育施設一覧表

お問い合わせ

南島原市役所 こども未来課 こども支援班

〒859-2412

南島原市南有馬町乙1023番地

TEL 0957-73-6652

ホームページアドレス <http://www.city.minamishimabara.lg.jp/>

1 幼稚園、認定こども園（教育部分）を利用する方

幼稚園、認定こども園（教育部分）（以下「幼稚園等」）は、子どもが3歳以上で教育を希望する場合に利用する施設です。幼稚園等は、「保育を必要とする理由」は必要ありません。

2 幼稚園等を利用するための認定

子ども・子育て支援制度では、幼稚園等を利用する場合、市の「認定」を受ける必要があります。ただし、この制度に移行していない私立幼稚園については、認定の必要はありません。

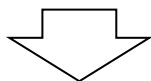
3 入園手続きの流れ

- ① 新規申込み → 市または園を通じて利用のための認定申請と入所の申込みをします。
- ② 継続利用申込み → 市または園を通じて「現況届兼施設利用申込書」を提出します。

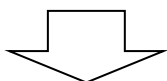
【令和4年12月1日(木)から令和5年1月6日(金)】まで

※現在利用している施設を令和5年4月以降も引き続き利用する方には、施設から必要な書類が配付されます。

※令和5年1月6日受付分までで、第1回目の決定を行います。その後は随時決定をします。



- ① 新規申込み → 市から「支給認定証」が交付され「利用施設内定通知書」が送付されます。
- ② 継続利用申込み → 市から「利用施設内定通知書」が送付されます(2月下旬)。



施設で入園手続き等を行ってください。

※必要な手続きについては、
直接、施設へおたずねください。

※利用料を決定後、利用施設決定兼利用者負担額決定通知書を送付します(3月下旬)。

※新制度について、詳しくは内閣府新制度のホームページ、ツイッター、フェイスブックをご覧ください。≫

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

内閣府 子ども・子育て支援新制度 検索

4 利用料

令和元年10月から、国の幼児教育無償化制度の開始により、幼稚園・認定こども園（教育部分）については、入園できる時期に合わせて満3歳から利用料が無料です。ただし、通園送迎費、給食費の一部、教材費、行事費などはこれまでどおり保護者の負担になります。

【利用料月額一覧表】 ※令和4年度の利用料です。令和5年度については改正される場合もあります。

●幼稚園、認定こども園（教育部分）

階層	階層区分	区分	一般世帯		ひとり親世帯等		
			国	市	国	市	
1	生活保護世帯	1子	0	0	0	0	
		2子	0	0	0	0	
2	市民税非課税世帯 【均等割のみの世帯を含む】	1子	0	0	0	0	
		2子	0	0	0	0	
3	割市 課民 税税 世所 帯得	77,101円未満	1子	0	0	0	0
211,201円未満		1子	0	0	0	0	
211,201円以上		1子	0	0	0	0	

●幼児教育無償化に伴う給食費について

- 1) 主食費（お米、パンなど）については、これまでどおり保護者の負担となります。
- 2) 副食費（おかず、ミルクなど）については、年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降は国の免除規定により支払が免除されます。

国の副食費免除対象から外れる世帯（年収360万円以上相当）の第1子・第2子の副食費については、4,500円を限度として南島原市で負担します。

この場合、改めて申請手続きは必要ありません。



5 認定に必要な書類（申請書等の様式は、市のホームページからダウンロードできます。）

- ① 新規申込み → 教育・保育給付認定申請（兼保育所入所申込書）と添付書類
- ② 継続利用申込み → 現況届兼施設利用申込書と添付書類

【添付書類】利用料を決定するための書類

※平成27年度から利用料は「市民税額」で算定することになったため、源泉徴収票、確定申告書の写しは必要ありません。ただし、未申告などで税情報が確認できない場合は、申告をお願いする場合があります。

◆【その他】

対象者	必要事項
① 令和4年1月1日 現在の住所地が南島 原市以外の保護者	<input type="checkbox"/> 令和4年1月1日現在の住所を申込書裏面に記載をお願いします。 ※注：市町村民税所得課税証明書等の添付書類は必要ありません。
② 令和5年1月1日 現在の住所地が南島 原市以外の保護者	<input type="checkbox"/> 令和5年1月1日現在の住所を申込書裏面に記載をお願いします。 ※注：市町村民税所得課税証明書等の添付書類は必要ありません。

◆【下記の方は、次の書類が必要】

対象者	必要書類
① ひとり親世帯	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭とわかる書類 (児童扶養手当証書、ひとり親家庭福祉医療受給資格者証等の写し)
② 在宅障害児(者)等 がいる世帯	<input type="checkbox"/> 障害を証明する書類 (身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の写し)

6 地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援する仕組みです。家庭で育児をされている方が、急な用事などの際に利用できる「一時預かり」や、地域で気軽に子育ての相談や親子の交流ができる「子育て支援センター」などがあります。

希望される方は、直接施設へお申込みください。

事業名	概要
延長保育	保育所、認定こども園(保育部分)に通う子どもを、通常の保育時間の後に延長して預けることができます。
一時預かり	一般型 保護者の急な用事や短期のパートタイム就労などで一時的に保育が必要な場合、保育所等へ子どもを預けることができます。
	幼稚園型 上記に加えて、幼稚園、認定こども園(教育部分)に通う子どもが、通常の利用時間前後に一時的に保育が必要な場合、預けることができます。
休日保育	保護者(父母のどちらか)が休日に、仕事等で家庭で保育ができない場合に利用することができます。休日に利用した場合、原則、平日に振り替えて休んでいただきます。
病児保育	病後児対応型 病気の回復期にある小学校3年生までの子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に預けることができます。
	体調不良児対応型 保育中に体調不良となり、緊急的な対応を必要とする子どもを保護者が迎えに来るまでの間、一時的に預かることができます。
子育て支援センター	子育ての相談や親子の交流を行い、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。
放課後児童クラブ	保護者が昼間家庭にいない場合、小学生(1~6年生)を預けることができます。

◆令和元年10月からの幼児教育無償化制度の開始に伴い、一時預かり事業等は、保護者のいずれもが「保育を必要とする理由」に該当し、お住まいの市町村から「施設等利用給付の認定」を受ければ限度額範囲内で無償化される場合があります。

詳しくは、直接施設へおたずねください。



7 令和5年度 教育・保育施設一覧表

令和5年度 教育・保育施設一覧表

(R5.4月予定)

地区	施設名	受入 (受入可能=○)			延長 保育	一時 預かり	休日 保育	障害 児保 育	子 育 て 支 援	放 課 後 児 童 ク ラ ブ	電話番号 (0957)
		1号	2号	3号							
		深江	山陰保育園								
小林保育園			○	○	○	○	○			○	72-5470
深江保育園			○	○	○				○	○	72-3323
瀬野保育園			○	○	○	○				○	72-6961
(認) 深江幼稚園	○		○	○	○	○				○	72-5400
布津	(認) 寺田保育園	○	○	○	○	○		○	○	○	72-3594
	南島原ぶんか保育園		○	○		○	○			○	72-2106
	こば保育園		○	○	○		○	○		○	72-6126
	(認) たちばなこども園	○	○	○	○	○		○	○	○	72-2684
有家	(認) 有家たちばなこども園	○	○	○	○	○		○	○	○	82-0906
	(認) 南島原しんきりこども園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	82-8155
	(認) 白百合保育園	○	○	○	○	○	○			○	82-8410
	恵光保育園		○	○	○	○		○		○	82-4001
	若草保育園		○	○	○	○		○		○	82-1629
	有家保育園		○	○	○	○		○		○	82-2294
西有家	見岳保育園		○	○	○	○	○	○		○	82-8400
	須川保育園		○	○	○	○	○	○	○	○	82-0923
	長野保育園		○	○	○	○	○	○	○	○	82-5005
	竜石保育園		○	○	○	○	○	○	○	○	82-2880
	西有家保育園		○	○	○	○	○	○		○	82-2563
北有馬	(認) 北有馬こども園(公立)	○	○	○		○		○			73-6753
南有馬	ひかり保育園		○	○	○	○				○	85-3529
	大江保育園			○	○	○	○	○	○	○	85-2227
	(認) 南島原はらじょうこども園	○	○		○	○	○	○	○	○	85-2283
口之津	あやめ保育園		○	○	○	○		○		○	86-4706
	(認) たまみねこども園	○	○	○	○	○		○	○	○	86-4815
	口之津保育園		○	○	○	○		○	○		86-2187
加津佐	ともしび保育園		○	○	○	○	○			○	87-2758
	愛宕保育園		○	○	○	○	○	○	○	○	87-4051
	若木保育園		○	○	○	○	○	○	○	○	87-5100
	野田保育園		○	○	○	○	○		○	○	87-2199

※1 (認)は「認定こども園」です。

※2 受入欄の「1号」は、満3歳以上で教育を希望される場合、「2号」は、満3歳以上で保育を必要とする場合、「3号」は、満3歳未満で保育を必要とする場合です。

※3 「休日保育」欄は、日曜日、祝日を開所する施設に「○」をつけています。

※4 各支援欄に「○」がついていても、定員を超える子どもがいる場合は、受入ができない場合があります。

※5 「病後児保育」の実施については、各園にお問い合わせください。